

# 一般社団法人 越前市不動産業協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人越前市不動産業協会と称する。

(目的および事業)

第2条 当法人は、会員の品位及び資質の向上並びに会員相互間の緊密な結合及び自律を図り取引の適正な運営を確保するとともに、地域社会並びに地域環境の安定、振興及び住民生活の向上に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互間の親睦を図り、本業に関する業務の水準を向上させるための事業
- (2) 越前市内の不動産取引に関する情報収集及び調査研究
- (3) 越前市内の不動産取引に関する研修会及び研究会等の開催
- (4) 越前市内の不動産流通市場の整備及び近代化の推進
- (5) 関係官庁、諸団体との折衝及び連絡
- (6) 関係官庁、諸団体からの受託業務の実施
- (7) その他この会の目的を達成するために必要な業務の実施

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を福井県越前市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 会員は、福井県越前市及び南条郡南越前町内に事務所を有し、かつ、(公益法人) 福井県宅地建物取引業協会に所属していなければならない。

2 会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(入 社)

第7条 会員となるには、所定の入会申込書を本部に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 会員は会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(拠出金不返還)

第9条 会員は本会に納入した会費の返還を求めることができない。

(退 社)

第10条 会員は次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 社員たる資格の喪失
- (2) 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- (3) 死亡又は解散
- (4) 総社員の同意
- (5) 第6条の資格を失ったとき
- (6) 会費を1年間以上滞納したとき
- (7) 除名

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当した時は、総会において議決権を有する会員の過半数が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の議決を経て、会長は除名を行うことができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損したとき
  - (2) 本会の目的に著しく反する行動をしたとき
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき
  - (4) (公益社団法人) 福井県宅地建物取引業協会の定める倫理規定に対し重大な違反をしたとき
- 2 会長は前項の議決の前には、本人に弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 会長は第1項の議決を行ったときには、その旨を本人に通知しなければならない。

### 第3章 社員総会

(社員総会の議決事項)

第12条 この定款に規定するもののほか、次の事項については、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及びこれに伴う残余財産の処分
- (3) その他当法人の運営上特に重要な事項

(社員総会の開催)

第13条 定時社員総会は毎年1回6月に開催し、臨時社員総会は次の場合に開催する。

- (1) 理事会が開催の必要を認めたとき
- (2) 社員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、開催の請求があったとき
- (3) 監事が開催の必要を認めたとき

(招集)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除く他、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、開催日の10日前までに、その会議の日時、場所及び付議事項を示し、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議決権)

第15条 社員は、社員総会において1個の議決権を有する。

- 2 社員はあらかじめ通知された事項についてのみ書面にて表決するものとする。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事)

第17条 社員総会の議長は総会のつど社員の中から選出する。

- 2 社員総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であつ

て、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及びこれに伴う残余財産の処分

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第4章 理事、監事及び代表理事

(役員の種類及び数)

第19条 この会に次の役員をおく。

理事 3名以上6名以内

監事 1名

- 2 理事のうち会長、副会長をそれぞれ1名ずつ選任する。

(役員を選任)

第20条 理事は総会において社員のうちから選任する。

- 2 監事は総会において社員のうちから選任する。
- 3 会長、副会長は理事会において理事の過半数をもって互選する。

(役員職務及び権限)

第21条 会長は当法人を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 会長は、法人法上の代表理事とする。
- 4 監事は一般社団法人法及び一般財団法人法に関する法律99条に規定された職務を行う。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

## 第5章 理事会

### (招 集)

第23条 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

### (招集手続の省略)

第24条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

### (議 長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

### (理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (理事会の決議の省略)

第27条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (職務の執行状況の報告)

第28条 会長、副会長及び常任理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

### (理事会議事録)

第29条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第31条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

3 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第32条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第33条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福井県越前市深草一丁目10番12号	山口誠一
福井県越前市横市町第10号45番地	坊傳強
福井県越前市北府二丁目4番41号	中屋敬久

(設立時役員)

第34条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	山口誠一	
設立時理事	坊傳強	
設立時理事	中屋敬久	
設立時理事	西野春喜	
設立時代表理事	福井県越前市深草一丁目10番12号	山口誠一
設立時監事	野村和廣	

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人越前市不動産業協会 を設立のため、設立時社員 山口誠一、坊傳強、中屋敬久 の定款作成代理人である司法書士小酒春樹は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成25年2月21日

上記一般社団法人越前市不動産業協会設立時社員3名の定款作成代理人

福井県丹生郡越前町高佐第19号66番地

(事務所 福井県越前市新町第9号10番地の4)

司法書士 小 酒 春 樹